

令和7年11月
内閣官房
内閣情報調査室

「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の一部変更（案）」に対する意見募集の実施について

「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）VI 本運用基準の見直し」に基づき同基準を見直すに当たり、広く国民の皆様から御意見を頂きたく、下記の要領で御意見を募集いたします。

記

1 意見募集対象

「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の一部変更（案）」

2 御意見募集期間

令和7年11月14日（金）午後5時から同年11月27日（木）午後5時までの間
(郵送の場合は募集期間内必着)

3 資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリック・コメント」欄に掲載します。

4 意見提出方法

御意見については、次に掲げるいずれかの方法で提出してください。

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見入力」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下の住所・宛先に送付してください。

〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣官房内閣情報調査室 意見募集係 宛

5 意見提出様式

郵送により提出いただく場合は、以下の事項を記入してください（様式任意）。記入事項を満たしていない御意見については、受け付けられない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

- (1) 郵便番号
- (2) 住所（法人、団体等の場合は、主たる事業所の所在地）
- (3) 所属等・氏名（法人又は団体の場合は名称、代表者及び担当者の氏名）
- (4) 電話番号又は電子メールアドレス
- (5) 御意見の対象部分及び御意見

※ 封筒表面には、「特定秘密保護法の運用基準の見直しに対する意見」と朱書きしてください。

6 注意事項

- 提出いただく御意見は日本語に限ります。
- 御意見を正確に把握する必要があるため、電話による御意見の受付は対応いたしかねますのであらかじめ御了承ください。
- お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- お寄せいただいた御意見については、今後の案の作成に当たって参考とさせていただくとともに、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、公表させていただく場合があります。
- 電話番号や電子メールアドレス等については、御意見の内容確認等の連絡目的に限って利用させていただきます。
- 締切日までに到着しなかったものや、記入漏れがあるもの、下記に該当する内容を含むものについては、提出意見として取り扱わないことがあります。
 - ・ 「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の一部変更（案）」の内容と無関係なもの
 - ・ 特定の個人・法人等が識別され得るもの
 - ・ 個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがあるもの
 - ・ 個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当するもの
 - ・ 事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当するもの
 - ・ 記載された情報が虚偽であると判明したもの

<p>【お問い合わせ先】 内閣官房内閣情報調査室 電話：03-5253-2111（代表）</p>
--